

庄内広域水道企業団行政不服審査法関係手数料条例

令和8年2月4日

条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)の規定による書面又は書類の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付)

第2条 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)の規定による交付を受ける者は、別表に掲げる交付の方法に応じ、同表に定める額の手数料を納めなければならない。

(手数料の減免)

第3条 審理員(審理員の指名を要しない場合にあつては、審査庁)は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第4条 前2条の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、前条中「審理員(審理員の指名を要しない場合にあつては、審査庁)」とあるのは、「庄内広域水道企業団行政不服審査会(庄内広域水道企業団行政不服審査会条例(令和8年庄内広域水道企業団条例第8号)第1条に規定する庄内広域水道企業団行政不服審査会をいう。)」と読み替えるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	1枚につき 50円
	カラー	1枚につき 100円
電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	1枚につき 50円
	カラー	1枚につき 100円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。